

家畜伝染病予防法施行規則（抜粋）

発令：昭和26年5月31日号外農林省令第35号

最終改正：令和4年4月18日号外農林水産省令第38号

改正内容：令和4年4月18日号外農林水産省令第38号[令和4年4月18日]

○家畜伝染病予防法施行規則

〔昭和二十六年五月三十一日号外農林省令第三十五号〕

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）に基き、及び同法を実施するため、家畜伝染病予防法施行規則を次のように定める。

家畜伝染病予防法施行規則（抜粋）

第二条 法第四条第一項の農林水産省令で定める伝染性疾病は、次の表の上欄に掲げる伝染性疾病であつてそれぞれ同表の下欄に掲げる家畜についてのものとする。

伝染性疾病の種類	家畜の種類
バロア症	蜜蜂
チョーク病	蜜蜂
アカリダニ症	蜜蜂
ノゼマ症	蜜蜂

第十条 法第五条第一項の規定により監視伝染病の発生を予察するため行う命令は、次の表の上欄に掲げる監視伝染病の種類につき、それぞれ同表の下欄に掲げる場合に行わなければならない。

監視伝染病の種類	命令を行う場合
一 アカリダニ症、ノゼマ症	上欄に掲げる監視伝染病が国内で発生するおそれがあると認めて農林水産大臣が指定した場合

2 前項の規定による命令により実施する検査は、同項の表第一号に掲げる監視伝染病にあつては当該監視伝染病の種類ごとに都道府県知事が定める区域内で飼育している家畜を対象として、同表第二号に掲げる監視伝染病にあつては当該監視伝染病の種類ごとに都道府県知事が定める区域内で飼育している越冬していない家畜のうち都道府県知事が指定するものを対象として実施するものとする。

（焼却、埋却等の基準）

第三十条 法第二十一条第一項の焼却及び埋却、法第二十三条第一項の焼却、埋却及び消毒並びに法第二十五条第一項の消毒についての農林水産省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 焼却及び埋却にあつては、対象とする家畜の死体又は物品の性状、病原体の性質、次に掲げる措置の基準その他の事情を勘案し、当該措置の目的を十分に達成できるような方法により行うこと。
  - イ 死体を焼却する場合にあつては、死亡獣畜を焼却する施設を有する死亡獣畜取扱場又は人家、飲料水、河川若しくは道路に近接しない場所であつて日常人若しくは家畜が接近しない場所で行うこと。
  - ロ 物品を焼却する場合にあつては、焼却炉又は人家、飲料水、河川若しくは道路に近接しない場所であつて日常家畜が接近しない場所で行うこと。
  - ハ 死体を埋却する場合にあつては、死亡獣畜を埋却する施設を有する死亡獣畜取扱場又は人家、飲料水、河川若しくは道路に近接しない場所であつて日常人若しくは家畜が接近しない場所で行うこと。
  - ニ 物品を埋却する場合にあつては、人家、飲料水、河川又は道路に近接しない場所であつて日常人又は家畜が接近しない場所で行うこと。
  - ホ 死体又は物品を埋却する場合にあつては、埋却した場所に、次の事項を記載した標示をしておくこと。
    - (1) 埋却した死体又は物品に係る病名及び家畜にあつてはその種類
    - (2) 埋却した年月日及び発掘禁止期間
    - (3) その他必要な事項

二 消毒にあつては、対象とする消毒目的物の性状、病原体の性質、別表第三に定める措置の基準その他の事情を勘案し、当該措置の目的を十分に達成できるような方法により行うこと。

三 実施者の安全並びに実施場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意すること。

(発掘の禁止期間)

第三十二条 法第二十四条の農林水産省令で定める期間は、炭疽(そ)及び腐蛆(そ)病にあつては二十年、その他の家畜伝染病にあつては三年とする。

(消毒の方法)

第三十三条の三 法第二十五条第六項、第二十六条第六項及び第二十八条第二項の規定による消毒は、第三十条第二号及び第三号の消毒の基準に従い、別表第四の病原体の種類に掲げる種類の病原体につき、同表の消毒設備の欄に定める設備を利用し、それぞれ同表の消毒薬の種類に定める種類の消毒薬を使用して行うものとする。この場合において、医薬品医療機器等法第二条第一項に規定する医薬品を使用して行う場合にあつては医薬品医療機器等法第五十二条の規定によりこれに添付する文書又はその容器若しくは被包に記載された用法、用量その他使用及び取扱い上の必要な注意に従うものとし、当該医薬品以外の消毒薬を使用して行う場合にあつては家畜防疫員の指示に従うものとする。

(指定検疫物)

第四十五条 法第三十七条第一項の指定検疫物は、次のとおりとする。

一 次に掲げる動物及びその死体

イ 偶蹄(てい)類の動物及び馬

ロ 鶏、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちようその他のかも目の鳥類(以下「かも類」という。)(これらの初生ひなであつて、農林水産大臣が定める要件に該当し、かつ、家畜防疫官の指示に従いその輸入に係る港又は飛行場の区域外に移動しないでそのまま輸出されるものを除く。)

ハ 犬(農林水産大臣が定める要件に該当し、かつ、家畜防疫官の指示に従いその輸入に係る港又は飛行場の区域外に移動しないでそのまま輸出されるものを除く。)

ニ うさぎ(農林水産大臣が定める要件に該当し、かつ、家畜防疫官の指示に従いその輸入に係る港又は飛行場の区域外に移動しないでそのまま輸出されるものを除く。)

ホ 蜜蜂(農林水産大臣が定める要件に該当し、かつ、家畜防疫官の指示に従いその輸入に係る港又は飛行場の区域外に移動しないでそのまま輸出されるものを除く。)

二 鶏、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥、七面鳥及びかも類の卵

三 第一号の動物の骨、肉、脂肪、血液、皮、毛、羽、角、蹄(てい)、腱(けん)及び臓器

四 第一号の動物の生乳、乳等(乳(生乳を除く。)、脱脂乳、クリーム、バター、チーズ、れん乳、粉乳その他乳を主要原料とする物をいい、外国から入港した船舶又は航空機に乗つて来た者の携帯品として輸入するものを除く。)、精液、受精卵、未受精卵、ふん及び尿

五 第一号の動物の骨粉、肉粉、肉骨粉、血粉、皮粉、羽粉、蹄(てい)角粉及び臓器粉

六 第三号の物を原料とするソーセージ、ハム及びベーコン

七 第四十三条の表法第三十七条第一項第二号に掲げる物の項の中欄に掲げる地域から発送され、又はこれらの地域を経由した穀物のわら(飼料用以外の用途に供するために加工し、又は調製したものを除く。)及び飼料用の乾草

八 法第三十六条第一項ただし書の許可を受けて輸入する物

(輸入のための検査証明書の添付の除外)

第四十六条 法第三十七条第二項第一号の農林水産大臣の指定する場合は、次に掲げる場合とする。

一 法第三十七条第一項の検査証明書又はその写しの添付が特に困難であると認められる国から輸入する場合

二 試験研究の用に供するため的人又は動物の細胞に添加された血清を輸入する場合

三 農林水産大臣が指定する施設において試験研究の用に供するための指定検疫物(前号に規定する血清を除く。)を輸入する場合

2 法第三十七条第二項第二号の農林水産省令で定める国は、オーストラリアとする。

(輸入の場所)

第四十七条 法第三十八条の農林水産省令で指定する港又は飛行場は、次の表の上欄に掲げる指定検疫

物の種類につき、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

指定検疫物の種類	港、飛行場
第四十五条第一号の物（身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）第二条第一項に規定する身体障害者補助犬であつて、身体障害者が同伴するものを除く。）及び第四十五条第二号の物（殻付きのものに限る。）	苫小牧港、京浜港、名古屋港、阪神港、関門港、博多港、鹿児島港、那覇港、新千歳空港、成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港、大阪国際空港、神戸空港、北九州空港、福岡空港、鹿児島空港、那覇空港
第四十五条第一号ハの犬のうち、身体障害者補助犬法第二条第一項に規定する身体障害者補助犬であつて、身体障害者が同伴するもの及び第四十五条第二号から第八号までに掲げる指定検疫物であつて携帯品として輸入するもの	苫小牧港、稚内港、小樽港、京浜港、新潟港、金沢港、清水港、名古屋港、四日市港、舞鶴港、阪神港、境港、広島港、関門港、徳島小松島港、高松港、博多港、長崎港、佐世保港、比田勝港、厳原港、八代港、鹿児島港、那覇港、平良港、石垣港、釧路空港、帯広空港、旭川空港、新千歳空港、函館空港、青森空港、花巻空港、仙台空港、秋田空港、山形空港、庄内空港、福島空港、百里飛行場、成田国際空港、東京国際空港、新潟空港、富山空港、小松飛行場、静岡空港、名古屋飛行場、中部国際空港、関西国際空港、大阪国際空港、神戸空港、鳥取空港、美保飛行場、出雲空港、岡山空港、広島空港、山口宇部空港、徳島飛行場、高松空港、松山空港、高知空港、北九州空港、福岡空港、佐賀空港、長崎空港、熊本空港、大分空港、宮崎空港、鹿児島空港、那覇空港、下地島空港、新石垣空港

別表第三 （第三十条、第三十五条関係） 消毒の基準

種類	方法	適当な消毒目的物
火炎消毒	トーチランプ、石油又はガソリン等による火炎により消毒目的物を十分に加熱する。	巣箱、巣脾、土壌等
煮沸消毒	消毒目的物を全部水中に浸し、沸騰後一時間以上煮沸する。	被服、毛布、毛、器具、布製の飼料袋、肉、骨、角、蹄(てい)、飼料等
薬物消毒	9 水酸化ナトリウム水(苛性ソーダ水)その他アルカリ水剤による消毒 消毒目的物に十分に散布し、又は消毒目的物をこれに浸す。	畜舎、器具等
	10 消石灰粉又は石灰乳(生石灰又は消石灰を十パーセント以上の割合で水と混合し乳液状としたもの)による消毒 一 消毒目的物に十分に散布する。 二 消石灰粉を散布する場合には、必要に応じて水を散布する。	畜舎周辺の土壌・舗装表面、畜舎の床、ふん尿、きゆう肥、ふん尿だめ、汚水溝等
	16 ホルマリン水による消毒 一 消毒目的物の消毒に適した濃度に希釈する。 二 希釈後直ちに消毒目的物に十分に散布し、塗布し、又は消毒目的物をこれに浸す。 三 毛、角又は蹄(てい)を消毒する場合には、消毒目的物をこれに三時間以上浸す。	畜舎、畜体、死体、器具、機械、骨、毛、角、蹄(てい)、革具類等

別表第四 (第三十三条の三関係)

病原体の種類	家畜伝染病の種類	消毒設備	消毒薬の種類
3 芽胞菌	炭疽(そ)及び腐蝕(そ)病	踏込消毒槽その他これに準ずる設備であつて、身体を消毒するためのもの	次に掲げるいずれかの消毒薬 1 ハロゲン塩製剤(次亜塩素酸ナトリウムを成分とするもの) 2 その他の医薬品である消毒薬
		消毒薬噴霧装置その他これに準ずる設備であつて、身体、車両内部等を消毒するためのもの	次に掲げるいずれかの消毒薬 1 ハロゲン化物(ヨードホルムを成分とするもの) 2 その他の医薬品である消毒薬
		消毒薬噴霧装置その他これに準ずる設備であつて、車両を消毒するためのもの	次に掲げるいずれかの消毒薬 1 グルタルアルデヒド 2 ホルムアルデヒド 3 その他の医薬品である消毒薬